

○ **高齢雇用継続給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 高齢者の継続雇用を促進する観点から当面は存続させることが適当であるが、将来的には、高齢者雇用の状況等も踏まえつつ、その在り方を検討する必要がある。（平成11年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

高年齢雇用継続給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	114,672	91,178	23,494	108,455,785	96,779,385	11,676,401
13年度	141,484	112,587	28,897	125,084,653	111,690,702	13,393,951
14年度	147,363	117,022	30,341	143,680,531	127,839,965	15,840,566
15年度	133,542	108,156	25,386	148,826,535	131,907,720	16,918,805
16年度	119,292	99,185	20,107	138,887,539	123,342,596	15,544,943
17年度	103,857	86,841	17,016	125,532,735	111,857,782	13,674,954
17年3月	9,241	7,492	1,779	11,996,178	10,644,151	1,352,027
4月	7,972	6,472	1,500	10,377,938	9,223,774	1,154,164
5月	11,285	9,412	1,873	11,329,335	10,059,517	1,269,817
6月	13,750	11,539	2,211	10,389,805	9,268,062	1,121,743
7月	11,482	9,659	1,823	11,260,115	10,009,539	1,250,576
8月	7,815	6,543	1,272	10,346,791	9,241,892	1,104,900
9月	7,566	6,411	1,155	11,008,371	9,796,106	1,212,265
10月	7,061	5,703	1,358	10,057,301	8,979,811	1,077,489
11月	7,988	6,764	1,224	10,717,710	9,536,001	1,181,710
12月	7,751	6,674	1,077	9,766,900	8,719,633	1,047,267
18年1月	6,631	5,663	968	10,491,231	9,359,212	1,132,019
2月	6,420	5,321	1,099	9,412,545	8,407,792	1,004,753
3月	8,136	6,680	1,456	10,374,695	9,256,443	1,118,252

- (注) 1. 各年度の数値は、年度計である。
2. 支給金額は、業務統計による暫定値である。

8 育児休業給付

育児休業給付の概要

1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために育児休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が1歳（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40％に相当する額【最低給付額（日額）：828円、最高給付額（日額）：5,660円。（※休業中に賃金の支払いがない場合）】

※ 育児休業期間中に休業開始前賃金の30％相当額を支給（育児休業基本給付金）し、職場復帰後引き続き6ヶ月間雇用された後に賃金の10％相当額を支給（育児休業者職場復帰給付金）。

3 国庫負担率

給付額の1/8

※ 1 育児休業給付の創設：平成7年4月1日施行

※ 2 平成13年1月1日から給付率 25％ → 40％に引上げ

（育児休業基本給付金 20％→30％、育児休業者職場復帰給付金 5％→10％）

※ 3 平成17年4月1日から給付期間の延長：養育する子が1歳まで → 一定の場合には1歳6か月まで

○ 育児休業給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 少子・高齢化に対応する社会保障全体の在り方に係る議論を見つつも、雇用継続を援助・促進するという雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適合する範囲としていくことが必要ではないか。また、育児休業給付の前提となる育児休業の取りやすさに企業間で差があること等を踏まえ、育児休業の取得促進策が必要ではないか。
- ② 労働政策としてではなく少子高齢化対策としての意義も大きいため、育児期間における生計費等の補助制度として、対象を労働者に限定せず、国民全体を対象とする、より一般的な制度として実施し、雇用保険制度からは外すことは考えられるのではないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ 育児休業給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

育児休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	85,144	219	84,925	37,228,842	72,429	37,156,413
13年度	92,796	279	92,517	59,863,523	140,379	59,723,144
14年度	98,462	298	98,164	70,794,835	166,205	70,628,629
15年度	103,478	459	103,019	76,329,646	200,903	76,128,743
16年度	111,928	512	111,416	82,777,120	234,251	82,542,870
17年度	118,339	714	117,625	89,542,194	271,743	89,270,451
平成17年3月	10,351	47	10,304	7,822,129	21,188	7,800,942
4月	8,697	38	8,659	7,304,347	20,326	7,284,021
5月	9,211	47	9,164	7,564,538	20,429	7,544,108
6月	9,840	59	9,781	6,938,445	22,662	6,915,784
7月	8,975	54	8,921	6,632,468	20,279	6,612,189
8月	9,781	50	9,731	7,157,620	21,833	7,135,787
9月	9,340	57	9,283	6,996,795	20,616	6,976,179
10月	10,038	52	9,986	8,471,050	23,941	8,447,109
11月	9,982	69	9,913	7,834,320	21,656	7,812,664
12月	10,370	70	10,300	7,544,162	23,687	7,520,475
平成18年1月	10,386	64	10,322	7,433,430	22,697	7,410,733
2月	10,506	71	10,435	7,384,658	25,148	7,359,511
3月	11,213	83	11,130	8,280,359	28,468	8,251,891

(注) 1. 初回受給者数は、基本給付金に係る最初の支給を受けた者の数である。

2. 支給金額は、基本給付金と職場復帰給付金の合計額であり、業務統計による暫定値である。

9 介護休業給付

介護休業給付の概要

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために介護休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）

ロ 対象となる休業

対象家族1人につき要介護状態ごとに1回、通算93日を限度とする。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40%に相当する額

○ 介護休業給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 少子・高齢化に対応する社会保障全体の在り方に係る議論を見つつも、雇用継続を援助・促進するという雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適合する範囲としていくことが必要ではないか。
- ② 労働政策としてではなく少子高齢化対策としての意義も大きいため、介護期間における生計費等の補助制度として、対象を労働者に限定せず、国民全体を対象とする、より一般的な制度として実施し、雇用保険制度からは外すことは考えられるのではないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ **介護休業給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

介護休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	3,907	752	3,155	630,321	169,020	461,301
平成 13 年度	4,570	955	3,615	1,156,900	337,570	819,330
平成 14 年度	4,488	963	3,525	1,158,433	339,068	819,365
平成 15 年度	4,668	987	3,681	1,192,046	347,484	844,562
平成 16 年度	4,986	1,087	3,899	1,290,174	374,439	915,735
平成 17 年度	6,082	1,331	4,751	1,391,226	416,379	974,847
平成17年 3 月	417	90	327	106,805	31,118	75,687
4 月	374	86	288	95,449	28,063	67,386
5 月	446	108	338	107,323	34,585	72,737
6 月	508	101	407	116,616	33,064	83,552
7 月	494	107	387	112,317	32,901	79,415
8 月	550	114	436	125,100	35,157	89,943
9 月	557	128	429	130,259	40,005	90,254
10月	593	135	458	139,133	45,791	93,342
11月	536	92	444	115,696	28,840	86,856
12月	495	109	386	114,937	33,431	81,506
平成18年 1 月	475	114	361	101,068	30,872	70,196
2 月	497	119	378	115,560	39,109	76,451
3 月	557	118	439	117,768	34,561	83,207
11年 7 月からの累計	32,005	6,732	25,273	7,318,733	2,122,593	5,196,141

(注) 1. 介護休業給付の施行は平成11年 4 月 1 日、支給開始は平成11年 7 月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

1 0 改正経緯

所定給付日数の変遷

昭和22年(失業保険法)

〔被保険者期間6月以上〕 一律180日

昭和30年改正

同一事業主に継続して 雇用された期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	"	210日
10年以上	"	270日

昭和40年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	"	210日
10年以上	"	270日

昭和45年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	"	210日
10年以上	"	270日
20年以上	6月以上	300日

昭和50年(雇用保険法)

離職の日における年齢等		所定給付日数
30歳未満		90日
30歳以上45歳未満		180日
45歳以上55歳未満		240日
55歳以上		300日
身体障害者等就職困難な者	55歳未満	240日
	55歳以上	300日

注…被保険者であった期間が1年未満の者 90日

特例一時金創設 50日

昭和59年改正(高年齢求職者給付創設)

被保険者であった期間 離職の日の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
		90日	90日	180日
30歳未満	90日	90日	90日	180日
30歳以上45歳未満		90日	180日	210日
45歳以上55歳未満		180日	210日	240日
55歳以上65歳未満		210日	240日	300日
就職困難者		240日		
55歳未満	90日	300日		
55歳以上65歳未満		300日		

高年齢求職者給付(創設)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分	100日分	120日分	150日分

平成元年改正(短時間労働被保険者創設)

短時間労働者に係る所定給付日数

被保険者であった期間 年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
		90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)
30歳未満	90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)
30歳以上45歳未満		90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)
45歳以上55歳未満		180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)
55歳以上65歳未満		210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
就職困難者		240日 (180日)		
55歳未満	90日 (90日)	300日 (210日)		
55歳以上65歳未満		300日 (210日)		

※()は短時間労働被保険者

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	100日分 (90日分)	120日分 (90日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成6年改正

被保険者であった期間 年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		90日 (90日)	90日 (90日)	180日 (180日)	-
30歳未満	90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)	210日 (210日)
30歳以上45歳未満		90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)	210日 (210日)
45歳以上60歳未満		180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
60歳以上65歳未満		240日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)
就職困難者		240日 (180日)			
60歳未満	90日 (90日)	300日 (210日)			
60歳以上65歳未満		300日 (210日)			

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	120日分 (100日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成10年改正

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	30日分 (30日分)	60日分 (50日分)	75日分 (50日分)

※()は短時間労働被保険者

平成12年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
一般被保険者 (短時間労働被保険者)		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満	150日 (150日)	360日 (270日)			

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	<u>120日</u> (90日)	<u>180日</u> (150日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (180日)	240日 (210日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)

※()は短時間労働被保険者

平成15年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
全年齢共通		90日	90日	90日	120日	150日
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上 65歳未満	150日	360日			

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢継続被保険者	30日分	50日分

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-	
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満				240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

基本手当日額及び日雇労働求職者給付金日額の変遷

適用年月	基本手当日額					日雇労働求職者給付金日額			
	最低額	最高額				第1級	第2級	第3級	第4級
		30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満				
昭和59年 8月	2,570 円	7,330円				6,200 円	4,100 円	2,700 円	1,770 円
平成 元年10月	2,570 円 (1,930 円)	7,330円				↓	↓	↓	↓
平成 3年10月	3,170 円 (2,390 円)	9,040円				↓	↓	↓	↓
平成 6年 9月	↓	↓				7,500 円	6,200 円	4,100 円	(廃止)
平成 7年 4月	3,170 円 (2,380 円)	8,140 円	9,040 円	9,940 円	9,040 円	↓	↓	↓	↓
平成 7年 8月	3,340 円 (2,510 円)	8,600 円	9,560 円	10,510 円	9,560 円	↓	↓	↓	↓
平成 8年 8月	3,390 円 (2,550 円)	8,720 円	9,700 円	10,660 円	9,700 円	↓	↓	↓	↓
平成 9年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円	↓	↓	↓	↓
平成10年 8月	3,460 円 (2,610 円)	8,920 円	9,910 円	10,900 円	9,910 円	↓	↓	↓	↓
平成11年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円	↓	↓	↓	↓
平成12年 8月	3,384 円 (1,720 円)	8,712 円	9,678 円	10,650 円	9,675 円	↓	↓	↓	↓
平成13年 8月	3,400 円 (1,728 円)	8,754 円	9,726 円	10,704 円	9,725 円	↓	↓	↓	↓
平成14年 8月	3,368 円 (1,712 円)	8,676 円	9,642 円	10,608 円	9,640 円	↓	↓	↓	↓
平成15年 5月	1,712 円	6,580 円	7,310 円	8,040 円	7,011 円	↓	↓	↓	↓
平成15年 8月	1,696 円	6,530 円	7,255 円	7,980 円	6,957 円	↓	↓	↓	↓
平成16年 8月	1,688 円	6,495 円	7,215 円	7,935 円	6,916 円	↓	↓	↓	↓
平成17年 8月	1,656 円	6,370 円	7,075 円	7,780 円	6,781 円	↓	↓	↓	↓

※()内は短時間労働被保険者に係る額

各給付の改正経緯及び主な改正内容

	特例一時金	就職促進給付	教育訓練給付	高年齢雇用継続給付	育児休業給付	介護休業給付
昭和49年	創設(季節的に雇用される者が失業した場合に基本手当日額の50日分を支給)					
昭和59年		再就職手当制度の創設(支給残日数が2分の1以上である場合に支給)				
平成4年		支給要件の変更(支給残日数が2分の1未満でも100日以上あれば支給)				
平成6年		支給要件の変更(支給残日数が所定給付日数の3分の1以上である場合に支給)		創設(60歳以降の賃金が60歳時点の賃金に比べ15%以上低下した場合に賃金の25%を支給)	創設(1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した者に休業開始時賃金の25%を支給)	
平成10年			創設(被保険者期間5年以上の者が自発的に職業訓練を受けた場合に受講費用の8割を支給)			創設(介護休業取得者に休業開始時賃金の25%を支給)
平成12年		支給額の変更(支給残日数の3分の1に相当する日数分の基本手当の額を支給)			支給額の変更(休業開始時賃金の40%を支給)	支給額の変更(休業開始時賃金の40%を支給)
平成15年		就業促進手当の創設(早期に安定した職業以外の職業に就いた場合に支給) 再就職手当の支給額の変更(支給残日数の10分の3に相当する日数分の基本手当の額を支給)	支給要件及び額の変更(被保険者期間3年以上の者も対象とし、支給額を切り下げ(8割→4割、上限40万円→20万円等))	支給要件及び額の変更(賃金が25%以上低下した場合に賃金の15%を支給)		
平成16年					支給期間及び支給額の変更(支給期間を1歳未満→最大1歳6か月未満に延長)	支給額の変更(介護休業93日を限度に、要介護状態ごとに1回の休業をしたときに支給)

1 1 その他

失業等給付の不正受給状況

(単位；件、千円)

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
区 分		不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額
失業等給付		12,187	2,599,578	12,093	2,395,442	11,038	2,054,793	11,943	2,085,256
一般求職者 給付	一般求職者 給付	11,011	2,193,712	11,090	2,108,954	9,829	1,799,783	8,462	1,454,708
	就職促進給 付	431	182,184	382	115,816	283	63,521	181	21,538
	雇用継続給 付	11	3,349	9	1,024	15	5,160	15	7,498
	教育訓練給 付金	7	737	82	17,849	217	20,517	2323	369,915

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
失業等給付費	2兆6,007億円	2兆5,292億円	1兆9,618億円	1兆4,672億円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
返 還 命 令	11,780 件	11,529 件	10,460 件	9,674 件
納 付 命 令	6,133 件	6,195 件	5,481 件	4,560 件

失業等給付に係る不正受給への対応について

- 失業等給付の不正受給は、就労不申告、就職未届による基本手当の不正受給が大半を占める。
- 被保険者資格取得届によるチェック、関係者による情報提供、公共職業安定所の窓口における失業の審査、事業所調査等により不正受給を発見。
- 発見した不正受給事案については、以下により対処（雇用保険法第10条の4第1項、第34条第1項等）。
 - ① 支給停止；不正行為のあった日以後支給しない。
 - ② 返還命令；不正行為により受給した額の返還を命ずる。
 - ③ 納付命令；返還を命ずる額の二倍以下の額の納付を命ずる。
 - ④ 告訴・告発；不正行為が悪質等の場合、警察に告訴・告発する。

教育訓練給付の不正受給に対する現在の対応

- 1 平成14年4月、平成15年11月と教育訓練給付の講座の指定基準を見直し、趣味的な講座は全て廃止する等、真に雇用の安定と就職促進に資すると判断されるものに限定して指定（平成13年10月、22, 183講座→平成18年4月、7, 789講座）。

今後とも、見直しを不断に実施。

- 2 雇用保険法の改正により、相当の自己負担を要することとし、平成15年5月より、給付水準を引き下げ、教育訓練の受講のために支払った費用の4割相当額（上限20万円）を支給（従来は8割相当額（上限30万円）を支給。）。（※）

（※）平成15年の雇用保険法改正により、被保険者期間が3年以上5年未満の者についても給付の対象とし、給付率を20%、上限10万円とした。

- 3 平成15年11月には教育訓練給付の支給審査方法の改正を行い、新たな不正受給の発生を防止する体制を整備。

- (1) 郵送・代理人による支給申請の原則禁止。
- (2) 教育訓練経費の自己負担額確認の厳格化。
- (3) 安定所調査に虚偽の陳述を行った者への納付命令の適用。

- 4 16年3月以降は教育訓練給付に係る不正受給案件が発見された場合、すべての案件について全国にわたる対応をとるよう措置。